

ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要

JICAラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

（目次）

第1	ラオスにおける判決執行法（改正）とは	5
第2	執行機関と執行の対象	6
1	判決執行機関	6
2	判決執行官	7
3	判決執行の対象	7
4	費用負担	8
第3	民事執行手続（手続の順序）	8
1	確定判決の送付	8
2	任意執行	9
3	強制執行（判決執行命令の発布）	9
4	判決執行準備・当事者呼出・執行の案内及び勧告	9
5	履行・不履行	9
6	資産の調査・資産目録の作成	11
7	資産の評価手続	11
8	資産の売却・譲渡及び退去命令	12
9	民事執行手続の終了ないし執行停止	13
第4	刑事執行手続	14
1	判決執行法の対象となる刑事執行	14
2	刑事執行の刑種ごとの手続	15
(1)	自由剥奪刑の執行	15
(2)	自由剥奪刑以外の執行	15
第5	判決執行の停止（民事及び刑事執行共通）	16

第1 ラオスにおける判決執行法（改正）とは

ラオスにおける判決執行に関する法律（改正）は、2021年11月17日に国民議会により承認され、2022年3月31日に官報掲載、その15日間の掲載の後である2022年4月16日以降ラオス国内で施行されている。当該法律は2008年の旧法

成立以来10年以上を経ての改正法である（2021年判決執行法。以下、単に「判決執行法」と言う）。<sup>1</sup>

ラオスにおける執行機関は、民事判決のみならず、刑事の罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑及び自由の剥奪のない再教育刑に関する刑事判決、損害賠償の執行をも担っており（自由剥奪刑は治安維持機関が担い、刑事訴訟法に従う）、判決執行法がラオス国内における民事と刑事の執行関係全体を包括的に規定している。<sup>2</sup>

判決執行は、判決等で定められた内容を実現する重要な手段である。適切・迅速に判決執行手続が遂行されること（またはそれが担保されていること）により、判決等が求める内容が確実に実現されることとなるため、紛争解決手段としての裁判手続等は判決執行手続に支えられていると言える。そのため、判決執行法及びその実務への理解は、ラオスの法制度や法の支配を理解する上で欠かせない。

そこで、本稿においては、ラオスにおける判決執行制度の概要を把握するという観点から、ラオスの判決執行法の全体構造を整理した。<sup>3 4</sup>

なお、この判決執行に関する実務上の問題点については、次稿にまとめたのでそちらを参照されたい（阿讚坊明孝「ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要」ICD NEWS 第99号（2024.7））。

## 第2 執行機関と執行の対象

### 1 判決執行機関

ラオスにおける判決執行機関は、日本とは異なり司法省に属する機関である。裁判所における判決等がなされると、当該判決執行機関が、確定した民事判決や刑事の罰金刑などの執行実務を担当する。

判決執行機関については、以下のとおり各種組織が構成されている。司法省に属する判決執行管理局が執行業務全体の監督・監査・促進を担い、そこに属する各県・首都の判決執行支部がその担当下の判決執行業務の管理を実施する。そして、その各支部に属する郡、特別区、特別市の判決執行室がその担当下の判決執行業務の管理を実施する。<sup>5</sup> この執行機関の組織構成の序列を整理すると以下のとおりである。

<sup>1</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）115条。なお、旧法は「2008年7月25日付判決執行法第04号／国民議会」である。なお、判決執行法の条文については、下記参照。

独立行政法人国際協力機構「ラオス六法」（[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six\\_codes.html](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six_codes.html)、2024年2月27日最終閲覧）

<sup>2</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）1条、刑事執行については第4編64条以下参照。

<sup>3</sup> 阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4ボリカムサイ）」ICD NEWS 第98号63頁（2024.3）（<https://www.moj.go.jp/content/001415499.pdf>、2024年7月10日最終閲覧）

<sup>4</sup> また、本稿にて引用している法令については原文のラオス語からの翻訳であり、この翻訳を基に検討を行っている。また、法令の記載ぶりが必ずしも明確ではない部分もあり、その場合にはもっとも合理的だと考える内容にて整理した。掲載された「法令」の翻訳内容の正確性については保証されておらず、筆者も当該翻訳に基づく本稿の記載については責任を負いかねることを付記しておく。そのため、具体的問題に関し民事執行手続を検討するに当たっては、法令のラオス語原文を参照して頂く必要がある。

<sup>5</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）78条「判決執行機関は、司法省に属する機関の一つであり、本法第9条に定められる判決を執行する役割を有する」、同79条

(判決執行機関の組織構成)

- 1 判決執行管理局（司法省の官房）
- 2 判決執行支部（判決執行管理局の官房）：県及び首都レベル
- 3 判決執行室（判決執行支部の官房）：郡、特別区、特別市レベル

また、各機関の権限や職務については、詳細に法定されている。<sup>6</sup>

## 2 判決執行官<sup>7</sup>

上記判決執行管理局、判決執行支部、判決執行室に所属している判決執行官には第1級から第3級までの序列があり、各等級の執行官試験に合格する必要がある、また司法大臣に任命される必要がある。

第1級は司法分野の実務経験3年以上、第2級は第1級執行官経験5年以上、第3級は第2級執行官経験5年以上という条件が付されており、少なくとも第3級執行官は合計10年以上の執行官経験（及び3年以上の司法分野の実務経験）を有する者が担当していることとなる（なお、3級や2級執行官が判決執行支部や判決執行室の長や次長となる）。<sup>8</sup>

判決執行官は、訴訟当事者と親戚関係や利害関係などがある場合、判決執行を回避することが可能である。また、当事者も同様に忌避の申立てが可能であり、それらの手続が規定されている。<sup>9</sup>

## 3 判決執行の対象

判決執行法による執行対象となるものの範囲については、以下のとおり規定されている。<sup>10</sup>

判決執行法 第9条（改正） 執行する判決

執行する判決は次のとおり。

1. 確定した第一審及び上訴審の民事判決。
2. 民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑に関する確定の刑事の第一審及び上訴審判決。
3. 下級裁判所に差し戻さない最高裁判所の民事事件の決定及び判決（カムピパクサー）。
4. 下級裁判所に差し戻さない最高裁判所の民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑に関する刑事事件の決定及

<sup>6</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）101-105条

<sup>7</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）83、84条

<sup>8</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）81条

<sup>9</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）12条

<sup>10</sup> その他2012年民事訴訟法（13号／国民議会）308条参照。

び判決（カムピパクサー）。

5. 仮執行の第一審判決又は上訴審判決。
6. 裁判所による調停調書の執行命令。
7. 経済紛争解決機関の調停調書及び仲裁判断の執行に関する決定。
8. 外国判決の承認に関する第一審判決又は上訴審判決。
9. 外国又は国際仲裁委員会の仲裁判断の認証に関する第一審判決又は上訴審判決。

以上のように、民事判決のみならず、自由剥奪刑以外の刑事の罰金刑なども判決執行法による執行対象である。またそれ以外にも、裁判所の調停調書、紛争解決機関（経済紛争解決センター）の調停調書や仲裁判断など、裁判外の紛争解決手段も判決執行法の執行対象となることが着目される。<sup>11 12</sup>

民事訴訟法 第201条（新設）裁判所における調停の効果

裁判所は、調停調書を作成した日から5日以内に、裁判所における調停の結果を執行する命令を出さなければならない。

当該執行命令は裁判所の確定した判決と同じ強制力を有する。

経済紛争解決法 第51条 判決執行機関による執行

判決執行機関は、本法52条に規定された人民裁判所の決定に従って、経済紛争解決の結果の執行を強制する役割を有する。

#### 4 費用負担

なお、判決に定められた裁判費用や判決執行費用は、原則として判決執行債務者側の負担である。<sup>13</sup>

### 第3 民事執行手続（手続の順序）

判決執行法における民事執行の手続は、以下の項目の順を追って進められていく。各手続には、それぞれ法定の処理期間が定められている。

#### 1 確定判決の送付

裁判所で民事事件の確定判決がなされると、裁判所は判決確定日から30日以内

<sup>11</sup> 2012年民事訴訟法（13号／国民議会）195条、201条

<sup>12</sup> 2018年経済紛争解決法（51号／国民議会）51条-52条

<sup>13</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）42条

に、判決執行機関及び検察院に、確定判決を送付しなければならない。<sup>14 15</sup>

## 2 任意執行<sup>16</sup>

判決執行機関は、確定判決を受領した日から平日5日間以内に当事者を呼び出し任意による執行を行うように勧告を行う。すわなち、当事者間で合意により執行方法や執行期限などを取り決め、執行を進めるというものである。

この点、判決執行法4条3項では、「国家は当事者の任意による判決執行を奨励する」と規定されている。その目的について特段の記載はないが、国家機関の行う強制的な手続のみによらず、簡易迅速に執行処理がなされ国家機関及び当事者の負担を軽減することを目指すものであると考えられる。

## 3 強制執行（判決執行命令の発布）<sup>17</sup>

任意執行が行われない場合（または合意した任意執行の内容が履行されない場合）、<sup>18</sup> その日から平日5日間以内に、判決執行機関の局長、支部長、執行室の長は、判決執行命令を発付する。

## 4 判決執行準備・当事者呼出・執行の案内及び勧告<sup>19</sup>

上記命令発付後平日10日間以内に、判決執行官は判決を研究し執行準備を行う。

その後、研究終了日から平日5日間以内に、当事者を呼び出して執行の通知を行い、執行（判決等の内容を履行）するように勧める通知を行う。

なお、判決執行債務者が呼び出しに応じず、または住所に居住していない場合には、判決執行官はその住所に赴き一定の親族に通知を実施するなど、例外的な通知の手続が定められている。

## 5 履行・不履行<sup>20</sup>

### (1) 履行手続

上記の執行案内及び勧告を受け、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従った義務を履行しなければならない（完全に履行すれば執行終

<sup>14</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）11条。この条文に関しては刑事判決に関する下記第4の2項(2)の記載も参照。

この点、当該条文のラオス語表記を形式的に読むと、刑事判決については、執行機関と検察院と治安維持支部へ30日以内に送付すべきであり、民事判決については何も述べられていないように読める。しかしながら、当該条文の記載方法はやや特殊であり、ラオス語の表現としては以下のようにも読めるとのことである。

すなわち、当該条文は民事判決についても定められている第2編に規定されており民事の定めでもあるはずであるというように考えると、民事判決は判決執行機関と検察院、刑事判決についてはそれらに加えて治安維持機関にも送付すべきであると読めるとのことである。極めて難解な条文であり本稿は合理的だと思われるこの最後の考え方に拠っているが、実務運用との同一性を保証するものではない。

<sup>15</sup> 阿讚坊・前掲注3）70頁

<sup>16</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）16、18、19条

<sup>17</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）20条

<sup>18</sup> 任意執行で定められた執行期限を、履行なく経過した場合であろうか。

<sup>19</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）21-22条

<sup>20</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）23条



了)。ここでも判決執行債務者には、任意での履行の機会が与えられている。

(2) 不履行の場合

判決執行債務者が当該期間内に履行せず、または不完全な履行の場合、資産押収や差押など、判決執行法53条に規定されている特定の判決執行措置が適用可能となる。<sup>21</sup> また、期間中に意図的に履行しない場合についても、一定の措置の実施が可能である旨規定されている。

判決執行法 第53条（新）判決執行の措置

判決執行の措置は次のとおりである。

1. 連行。
2. 資産押収。
3. 資産差押。
4. 判決執行債務者の預金口座からの控除。
5. 判決執行債務者の収入からの金員の徴収。
6. 判決執行債務者の事業活動からの収益の徴収。
7. 他人が保管する金銭の引渡し又は債権の譲渡。
8. 緊急措置。
9. その他の措置。

なお、このような特定の措置を実施する場合において、押収・差押が禁止となる資産の範囲は以下のとおりである。

判決執行法 第57条（改正）押収又は差し押さえ禁止の資産

債務返済を目的とした押収や差し押さえのない資産は次のとおりである。

1. 判決執行債務者の崇拜物であり、一個当たりが百万キープを超えない物。<sup>22</sup>
2. 判決執行債務者の日常食料品及び治療薬。
3. 衣料品、寝具、台所用品、子供用玩具等、判決執行債務者個人又はその扶養する者のそれぞれ一人に5百万キープを超えない日用品及び個人所有物。
4. 判決執行債務者の職業上に必要な仕事道具であり、5百万キープを超えない物。

また、収入からの徴収は原則として毎月の全体収入の30%を超えてはならず、事業活動等の収益からの徴収については純利益から最大60%を徴収するように命

<sup>21</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）53-62条

<sup>22</sup> 100万キープとは、日本円にして7200円程度である（2024年1月22日現在）。

令が発せられる。<sup>23</sup>

## 6 資産の調査・資産目録の作成<sup>24</sup>

判決執行債務者が判決に従って履行しない又は不完全な履行の場合、<sup>25</sup> 判決執行官が、債務者の家、金融機関、資産があると思われる場所や口座を調査し、発見した資産の調書を作成する。そして、必要な場合はその発見した資産の差押又は押収命令の発付がなされる。

## 7 資産の評価手続<sup>26</sup>

### (1) 評価方法

調査した資産について、以下の手続で評価を実施する。

#### ① 当事者間の合意による価格決定

判決執行機関が当事者を呼び出し、価格協議を実施する。

#### ② 専門家等による資産の評価

上記①の価格合意ができない場合、判決執行機関は、評価のための専門家等による価格評価実施決定を行う。

#### ③ (評価に関する) 委員会による価格評価<sup>27</sup>

上記①の価格合意ができない場合、または②の手続を取らない場合、判決執行機関は価格評価のための委員会を選任し、委員会は評価を実施する。委員は、判決執行官、政府等の機関の代表者、当該分野の専門家、村長などから構成される。評価手続には原告、被告、第三者、資産所有者等も参加するよう招待される。

なお、③の価格評価を実施する際には、当該資産評価に先立ち、判決執行機関は判決執行債務者又は資産所有者に対し、30日以内に自分で資産を売却するように通知するという手続が実施される。<sup>28</sup> ここでも当事者に任意に手続を進めるよう促す規定が存在する。

### (2) 評価後の通知・売却広告

判決執行機関は、上記の資産評価実施後平日3日以内に、原告、被告、第三者、資産所有者に評価結果を通知する。<sup>29</sup> 当該評価価格については、不服申立手続が規定されている。<sup>30</sup>

<sup>23</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)59-60条

<sup>24</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)24条

<sup>25</sup> ここまでの手続にて適切な履行がなされない場合のことであると思われる。

<sup>26</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)25-32条

<sup>27</sup> 2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令(158号/政府)7条-10条、16条-17条

<sup>28</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)35条1項

<sup>29</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)31条

<sup>30</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)32条

また、評価手続後、判決執行機関は資産所有者に対し、平日10日以内に、自ら資産売却をするよう通知し、その通知日から45日以内に売却広告してもらうようにすることとなる。<sup>31</sup> 決定された評価額を基に、当事者において任意に資産の換価を進めてもらう規定である。

上記期間内に買受人が見つからない場合又は売却できなかった場合、判決執行機関は、通知日から30日以内に新聞テレビなどを通じ、一般向けに売却の広告を行う。<sup>32 33</sup>

## 8 資産の売却・譲渡及び退去命令

評価された資産については、下記の手続により換価が進められる。

### (1) 売却

上記評価手続後、資産の売却手続を実施する。<sup>34</sup> 資産の売却には、以下の二つの方法がある。<sup>35</sup>

- ① 資産所有者による売却
- ② 判決執行機関による売却（狭範囲の売却・競売）

資産売却広告により買受人が見つかったが、判決執行債務者や資産所有者が売却しない場合、判決執行機関が資産売却命令（売却又は競売）を発する。

### (2) 譲渡<sup>36</sup>

また、評価され、競売に掛けられたが買受人が見つからなかった担保資産や、判決執行債務者の所有資産などについては、債務返済や損害賠償として債権者に譲渡するという手段がある。

### (3) 退去命令<sup>37</sup>

上記売却（競売含む）や譲渡などの場合、当該資産に居住者がいた場合、判決執行機関は退去命令を発する。居住者は、命令を受けた日から90日以内に退去しなければならない。

退去期間を経過した場合、退去説得のために訪問が実施され、また退去計画が策定される。退去者に住む場所がない場合には、債権者は合理的な住居を探してあげるかレンタルしなければならない（1年間を超えない期間について）。

退去期間経過後にも退去しなかった場合には、判決執行支部や判決執行室は、村の行政機関らと協力し、説得を行う。さらに時間を与えたが退去しなかった場合に

<sup>31</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）35条2項

<sup>32</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）35条3項、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号/政府）18-20条

<sup>33</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）35条2項3項は、同条1項とは異なり、③以外の評価手続にも適用されると思われる。

<sup>34</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）34条

<sup>35</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）36条

<sup>36</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）37-38条、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号/政府）25条

<sup>37</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）33条



は、関係期間や村行政機関と連携して現場を訪問し、退去させる。退去妨害については、職員の業務妨害の罪に問われる。<sup>38</sup> 退去者に対して、できる限り任意での退去を進めていくようにする配慮が、規定上設けられている。

## 9 民事執行手続の終了ないし執行停止

### (1) 判決執行の終了

判決執行手続は以下の場合に終了する旨定められている。この場合、判決執行の終了命令が発布され、平日5日間以内に、当事者、県の検察院、国民議会（関係する地方の行政機関）に通知を送付する。<sup>39</sup>

#### 判決執行法 第48条（改正）判決執行の終了

判決執行は次の場合において終了する。

1. 判決執行が完了した場合
2. 任意執行において裁判費用の執行が完了した場合
3. 債権者が権利を放棄した場合又は債権者が令状を3回受け取りながら理由なく判決執行官の所に出頭しない場合も権利放棄とみなされる。  
債務者が債務の一部を履行したところ、債権者が権利を放棄した場合又は法律上権利が消滅した場合、執行から残った資産は債務者に返還される。また、債務者が権利を放棄した場合は国家に帰属する。
4. 当事者間で判決履行を放棄する合意があり、その合意が国家、個人、法人又は他の組織の利益に抵触しない場合。
5. 判決執行債務者が資産のないままで死亡し、法律上他人に相続する権利を有さない場合。
6. 債権者が死亡し、判決に定められる同人の権利及び利益が相続人に相続できない又は相続人がいない場合。
7. 当事者に債権がなくなったことにより、第一審判決（カムタッシン）及び上訴審判決（カムピパクサー）が変更・取り消し・取り下げられた場合。
8. 裁判費用、罰金及び／又は没収金について判決執行の義務を取消す判決が下された場合。

### (2) 執行停止

また、その他以下の場合には判決執行が停止される旨規定されている。執行対象資産が明らかに不存在である場合である。

なお、この場合には、判決債務者が資力を回復した場合などには執行手続の再開

<sup>38</sup> 2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）21-22条

<sup>39</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）50条

が可能であり、執行事件としては終了しておらず、未解決のまま手続が停止されているという状態である。

#### 判決執行法 第43条（新）執行条件の欠く判決

執行条件の欠く判決は次のとおりである。

1. 判決執行債務者が資産又は収入がない者、自分の生活上の分しかない低収入者である場合。
2. 判決義務者が母国に帰国し、ラオスに財産がない、そして当該国はラオスが加盟している国際条約に加盟していない場合。

執行できない条件については関係機関からの認証が必要である。

判決執行の途中で執行債務者が1号及び2号に定められる執行条件がないと認められた場合、判決執行機関は、判決執行の停止命令を発付し、発付日から平日7日間以内に当事者、同級の検察院に通知しなければならない。

相手方当事者は、判決執行債務者に執行条件を満たすとき、執行を再開するように申立てることができる。

## 第4 刑事執行手続

### 1 判決執行法の対象となる刑事執行

判決執行法において、刑事執行については下記のとおり規定されている。

#### 判決執行法 第64条（新）刑事判決の執行

刑事判決の執行とは、自由剥奪刑、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償に関する執行手続である。

自由剥奪刑の執行は、治安維持機関の責任の下で実施される。自由剥奪刑の判決執行に関する原則、規則、方法及び措置については刑事訴訟法に従って行う。

罰金刑、財産没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償の執行については判決執行機関の責任の下で実施される。

判決執行法1条記載のとおり、ラオスにおける執行機関は、民事判決のみならず、刑事の「(民事) 損害賠償、罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑及び自由の剥奪のない再教育刑に関する刑事判決の執行」をも担っており、判決執行法の対象となる。

これに対し、「自由剥奪刑」は治安維持機関が担い、刑事訴訟法に従って執行される。

以下、刑の種類に分けて記載する。

## 2 刑事執行の刑種ごとの手続

### (1) 自由剥奪刑の執行<sup>40</sup>

「自由剥奪刑」については治安維持機関の責任の下で実施され、判決執行法の対象外である。自由剥奪刑の判決執行に関する原則、規則、方法及び措置については2017年刑事訴訟法（第37号／国民議会・第11編235条以下参照）に従って行われる。

なお、判決の送付については下記のように定められている。

#### 刑事訴訟法 第236条3項 裁判所裁判の執行手続

裁判所の判決執行命令及び判決文を複写し、裁判所の判決執行機関、受刑者及び裁判所の判決執行機関と同級の検察庁へ送付しなければならない。

この点、刑事裁判に関する判決執行機関は、以下のとおり定められている。

#### 刑事訴訟法 第237条（改正）裁判所裁判の執行機関

裁判所裁判の執行機関は、以下のとおりである。

1. 県・都の警察本部の刑事施設及び公安省に属する拘置・矯正警察局は、自由刑に関する裁判所の判決を実施する。
2. 軍事裁判所の判決執行事務所は、確定した軍事裁判所の命令、処分、（第一審及び上訴審の）判決を実施する。
3. 村行政機関は、軟禁される者又は執行猶予を受けた者に対し、保護観察、改善指導に関し実施する。
4. 県・都の司法局に属する裁判所判決執行部及び郡・市の司法事務所に属する裁判所判決執行係は、損害賠償、罰金、財産の没収及び刑事事件においての自由刑にならない矯正の刑罰に関し実施する。

### (2) 自由剥奪刑以外の執行

これに対し、刑事判決に示された刑罰のうち、「罰金刑、財産没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償の執行」については、判決執行法の対象であり、判決執行機関の責任の下で実施される。<sup>41</sup> これら刑罰については、民事上の請求権等と同様の処理ができるという理由に基づくと思われる。

裁判所で確定判決がなされると、裁判所は確定日から30日以内に、執行機関、検察院のみならず治安維持機関に確定判決を送付しなければならない。<sup>42 43</sup>

<sup>40</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）64条2項

<sup>41</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）64条3項

<sup>42</sup> 阿讃坊・前掲注3）70頁

<sup>43</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）11条

判決執行法第11条（改正）判決の送付<sup>44 45</sup>

管轄する裁判所は、確定判決を判決執行機関、検察院、そして刑事事件の場合は治安維持機関に、判決をその確定日から30日以内に送付しなければならない。

その後の手続については、刑の種類ごとに以下のように規定されている。

① 罰金刑、民事損害賠償の執行<sup>46</sup>

これらの執行対象は金銭であり、判決執行法20条から63条が適用され、民事判決の執行と同様に処理されることとなる（民事執行に関する手続である、上記第3の3「強制執行」以下の手続と同様）。刑事訴訟法237条4号参照。

② 財産没収刑、物品没収刑<sup>47</sup>

判決執行機関は、判決を受け取った日から15日以内に、判決で定められた没収対象財産や物品の目録等を財務機関に送付し国有資産として登録する。刑事訴訟法237条4号参照。

③ 自由剥奪がない矯正刑<sup>48</sup>

この点に関しては、判決執行法67条を参照。判決執行官は、当該判決を判決執行債務者の所属先機関へ報告し、賃金の控除を行い、国庫に納入する。刑事訴訟法237条4号参照。

④ 財産又は物品の返還判決<sup>49</sup>

この点に関しては、判決執行法68条を参照。

## 第5 判決執行の停止（民事及び刑事執行共通）

最後に、民事刑事執行に共通する、判決執行の停止事由は以下のとおりである。

判決執行法 第71条（改正）判決執行の停止<sup>50</sup>

判決の執行は次の場合において停止される。

1. 法律上の事件の再審手続に該当する場合において、最高検察院による書面の停止申立てがなされた場合。

<sup>44</sup> 当該判決執行法11条のラオス語表記については、上記注14参照。

<sup>45</sup> 「治安維持機関」に関するラオス語表現としては、特定の部署ではなく、治安維持省の関係当局という広い趣旨を示すようである。

<sup>46</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）65、69条

<sup>47</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）66条

<sup>48</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）67条

<sup>49</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）68条

<sup>50</sup> 条文構成上（第5編という独立の編を構成）、下記判決執行の停止は、民事・刑事執行のいずれについても共通に適用されると思われるが、本稿はその考え方に拠っているが、実務運用との同一性を保証するものではない。

2. 判決執行債務者が精神疾患である又は権限のある機関より、重病等、健康上の問題があると診断された場合。
  3. 判決執行債務者が転居し、権限のある機関により居住場所が確認できないと認証された場合。
  4. 判決執行債務者は死亡したが資産が残っている場合。
  5. 判決が事実と異なることにより執行不可能となるとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。
  6. 裁判所の判決が明確でないとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。
  7. 判決執行債務者に執行条件を欠く、本法第43条と74条に定められる裁判費用、罰金又は没収金を支払いできない場合。
  8. 判決執行債務者が破産事件手続に遂行されている場合。
  9. 債権者が、判決執行債務者による判決の執行停止について同意する場合。
- 判決執行の停止要因が解決された場合、執行が継続される。